

平成四年(初)第二〇七五号 公式陳謝等請求事件

原告 朴

一ほか四九名

被告 国

答

弁

書

平成五年三月二日

被告国指定代理人

鈴木

健太



加藤

昭



前川

典和



小卷

泰



京都地方裁判所第一民事部合議係 御中

黒川 裕 正 義

高山 浩 平

山口 芳 子

川野 善 朗

大 築 誠 天 築

西 谷 仁 孝 容

桂 田 正 孝 禮

糸 井 博 泰

第一 請求の趣旨に対する答弁

原告らの請求をいずれも棄却する

訴訟費用は原告らの負担とする

との判決を求めらる。

なお、仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言が付される場合には、担保を条件とする仮執行免脱の宣言を求めらる。

第二 請求の原因に対する認否

事実関係を調査中につき、認否が必要な事項については追って認否する。